

(イ) 足場からの墜落・転落災害防止対策の充実

検討を進めている足場からの墜落防止措置に関する新たな安全対策に基づく墜落・転落災害防止対策について、周知徹底を図る。

(ウ) 建築物、車両等からの墜落・転落災害の防止対策の充実

建設業以外でも発生している建築物や荷役作業中の車両等からの墜落・転落災害の防止対策の充実について検討を行い、必要な措置を講じる。

ウ 交通労働災害防止対策

(ア) ガイドラインの徹底等

運転実態と労働災害発生との関係に関する調査結果を踏まえ、交通労働災害防止のためのガイドラインの周知徹底等を図る。

(イ) リアルタイム遠隔安全衛生管理手法の開発・普及

I T技術を活用してトラックの走行状況をリアルタイムに把握し、運転者に必要な安全衛生管理のための指示を行う「リアルタイム遠隔安全衛生管理手法」を開発し、その成果の普及を図る。

(ウ) 関係行政機関との連携

国土交通省、警察庁等関係行政機関との連携を図り、交通労働災害防止対策の徹底を図る。

エ 爆発・火災災害防止対策

ガス、蒸気及び粉じんに起因する爆発・火災災害については、労働安全衛生関係法令に定める措置の徹底を図るとともに、MSDS等を活用した、化学物質に係る「危険性又は有害性等の調査等」の普及促進を図る。

(3) 労働災害多発業種対策

ア 製造業対策

(ア) 「危険性又は有害性等の調査等」の実施促進

広く「危険性又は有害性等の調査等」の適切な実施の促進を図る。
特に、中小規模事業場を重点とした専門家による指導、中小規模事業場における典型的な作業等に係るマニュアル等の作成、業界団体による普及活動の支援等を行う。

(イ) 機械災害、墜落・転落災害等の労働災害多発分野における対策の徹底

労働災害が多発している機械等の安全対策、建築物等からの墜落・転落災害の防止対策等の充実について検討を行い、必要な措置を講じる。

(ウ) I T技術を活用した安全衛生管理手法の普及促進

団塊の世代の大量退職に伴う安全衛生分野の知識、技術、ノウハウの喪失、労働者の熟練度の低下等に対応するため、PDA（個人用の携帯端末）、ICタグ等のI T技術を活用して安全衛生の確保のための情報提供、警告等を可能とする「I T技術を活用した安全衛生管理

手法」の普及促進を図る。

(エ) 就業形態の多様化等に対する対応

雇入れ時等の安全衛生教育を徹底するとともに、経験年数が短い労働者等作業に慣れていない者に対して、実際の機械等を使用して労働災害を模擬的に実体験させること等を通じて作業における危険に対する感受性を向上させる危険感受性向上教育を推進する。

請負労働者等が混在する作業での労働災害の発生を防止するため、作業間の連絡調整をはじめとする法令及び「製造業における元方事業者による総合的な安全衛生管理のための指針（平成18年8月1日付け基発第0801010号）」に基づく措置の周知徹底を図る。

また、化学物質を製造し、又は取り扱う設備の改造等の作業の際の労働災害を防止するため、注文者による請負業者への情報提供の徹底や注文者、事業者等が行う非定常作業時の安全衛生対策の徹底を図る。

派遣労働者については、関係法令に基づく派遣元・派遣先の措置義務の履行の徹底を図る。

イ 建設業対策

(ア) 元方事業者による統括管理の充実

重層的な請負構造が見られる建設業における労働災害を防止するため、引き続き、元方事業者による統括安全衛生管理の徹底を図る。特に、中小地場総合工事業者の現場においては、大手総合工事業者の現場に比べて労働災害発生率が高いことから、その指導力の向上等を図る。

(イ) 専門工事業者の安全衛生管理能力等の向上

専門工事業者の自律的な安全衛生管理能力の向上を図るため、専門業種別のマニュアルの活用等により、「危険性又は有害性等の調査等」の適切な実施の促進等を図る。

(ウ) 発注者による安全衛生への配慮の促進

建設工事の発注者による安全衛生への配慮の促進として、安全衛生対策経費の確保や公共事業等の調達制度において労働安全衛生マネジメントシステム等に対する取組を評価する制度の導入促進等を図る。

(エ) 墜落・転落災害防止対策等の強化等

木造家屋等低層住宅建築工事を対象とした足場先行工法、足場の組立・解体作業における手すり先行工法の普及を図るとともに、足場からの墜落・転落災害防止対策の周知徹底を図る。また、建築物の開口部、梁等からの墜落、スレート屋根の踏み抜きなどによる墜落・転落災害防止対策等、労働災害が多発している作業等の安全対策の充実について検討を行い、必要な措置を講じる。

建設機械災害防止対策として、クレーン機能付きドラグ・ショベルの一層の普及、危険検知システムの工事現場への普及、転倒時等の運転者防護措置の導入等を促進する。

土砂崩壊災害防止対策として、発注者に対して、「土止め先行工法ガイドライン」平成15年12月17日付け基安発第1217001号)」に基づく工法を採用するよう要請することにより、土止め先行工法の一層の普及定着を図る。

ウ 陸上貨物運送事業対策

(ア) 交通労働災害防止対策の推進

交通労働災害防止のためのガイドラインの周知徹底等を図る。

「リアルタイム遠隔安全衛生管理手法」を開発し、その成果の普及を図る。

国土交通省、警察庁等関係行政機関との連携を図り、交通労働災害防止対策の徹底を図る。

交通労働災害防止のための安全な運行について、荷主関係者とトラック事業者との連携を促進する。

(イ) 荷役作業に係る墜落・転落災害等防止対策の強化

作業ごとのマニュアルの活用等により、「危険性又は有害性等の調査等」の適切な実施を促進する。

荷役作業中のトラック等からの墜落・転落災害防止対策の充実について検討し、必要な措置を講じる。

エ 林業対策

作業ごとのマニュアルの活用等により、「危険性又は有害性等の調査等」の普及促進を図る。

死亡災害が多発しているかかり木の処理作業等の安全対策の充実について検討を行い、必要な措置を講じる。

近年導入されている高性能林業機械等の大型林業機械について、安全対策の周知徹底を図る。

オ 第三次産業対策

(ア) 労働災害多発業種等の対策の推進

卸売・小売業、社会福祉施設、廃棄物処理業等の労働災害の多発している業種、増加している業種、労働災害発生率の高い業種等について、業種別モデル安全衛生管理規程、労働災害防止のためのガイドライン等を活用した対策を推進する。

(イ) 「危険性又は有害性等の調査等」の実施促進

「危険性又は有害性等の調査等」について、中小規模事業場を重点とした専門家による指導、中小規模事業場における典型的な作業等に係るマニュアル等の作成、業界団体による普及活動の支援等を行う。

(ウ) 交通労働災害防止対策の推進

交通労働災害防止対策のためのガイドライン等の周知徹底を図るとともに、運転者教育の実施について必要な支援、援助等を行う。

(エ) 労働災害事例等を活用した自主的な安全衛生活動の促進

労働災害事例等の安全衛生情報の公開を進めるとともに、これらの

情報を活用した自主的な安全衛生活動を促進する。

カ その他の業種対策

港湾貨物運送事業、鉱業その他の労働災害発生率の高い業種についても、引き続き積極的に業種の実態等を踏まえた労働災害防止対策を推進する。

(4) 職業性疾病（石綿及び化学物質関係を除く。）等の予防対策

ア 粉じん障害防止対策

対策の見直しが行われたトンネル建設工事やじん肺新規有所見者が多く発生しているアーク溶接作業、金属等の研ま作業等に係る粉じん障害防止対策を重点として、粉じん障害の実態を踏まえた総合的な対策を推進する。

トンネル建設工事については、工事に従事する労働者への粉じんへのばく露を低減するため、坑の大きさ等に応じた効果的な換気の実施、「ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン（平成12年12月26日付け基発第768号の2）」方式の粉じん濃度測定及びこの測定結果に基づく換気装置の風量の増加等必要な措置の実施、コンクリート等を吹き付ける場所における作業等での電動ファン付き呼吸用保護具の使用、適切な発破退避時間の確保等の対策の徹底を図る。

また、個人サンプラーによる粉じん濃度測定方法等についての調査研究を行い、その成果を踏まえて粉じんばく露低減対策の検討を行う。

イ 腰痛予防対策

腰痛の発生が多い介護作業等を重点に、適切な介護用機器の導入等腰部への負担を軽減する具体的手法を検討し、「職場における腰痛予防対策指針（平成6年9月6日付け基発第547号）」の必要な見直しを行い、その周知徹底を図る。

事業者及び労働者に各作業の腰痛危険度を具体的に認識させる手法の検討を行い、その普及促進を図る。

ウ 振動・騒音障害防止対策

振動障害の防止については、振動工具の振動のレベルに応じた作業時間基準に基づく作業管理等を含めた振動障害防止対策の普及促進を図る。また、振動工具の使用者が的確に振動レベル等の情報を把握することができるよう、製造者等による振動工具への振動レベルの表示の促進を図る。

騒音障害の防止については、騒音レベルの低減化の推進等「騒音障害防止のためのガイドライン（平成4年10月1日付け基発第546号）」に基づく作業環境管理等の徹底を図る。

エ 熱中症予防対策及び酸素欠乏症等防止対策

熱中症の予防については、具体的な対策についての検討を行い、ガイドラインとしてまとめるとともに、その対策の普及を図る。また、熱中症が多く発生している業種、時期等を重点とした対策の普及促進を図る。

酸素欠乏症等の防止については、酸素欠乏危険場所であることの認識の向上、作業内容等に応じた手順の確認等、その防止対策の徹底を図る。

オ その他の職業性疾病等の予防対策

電離放射線障害の防止については、被ばくの低減化等の対策の徹底を図る。

VDT作業における健康障害の防止については、引き続き「VDT作業における労働衛生管理のためのガイドライン（平成14年4月5日付け基発第0405001号）」の周知徹底を図る。

今後発生が危惧されている新型インフルエンザ等の新たな伝染性の疾病については、関係機関との連携のもと、発生に備えた危機管理体制の構築を推進する。

（５）石綿障害予防対策

ア 全面禁止の徹底等

製造等の全面禁止の措置の徹底を図る。なお、例外的に全面禁止の措置が猶予されている特殊な用途の石綿製品については、安全の確保に配慮しつつ非石綿製品への代替化を促進し、当該猶予措置を撤廃する。

イ 解体作業等におけるばく露防止対策の徹底

建築物の解体作業や建築物に吹き付けられた石綿等の損傷等による労働者のばく露防止対策の徹底を図る。また、吹付け石綿等の除去作業における電動ファン付き呼吸用保護具の使用の義務付けなど石綿ばく露防止対策等の充実についての検討を行い、必要な措置を講じる。

ウ 離職者の健康管理対策の推進

交付要件の見直しが行われた石綿に係る健康管理手帳について、広くその周知を図るとともに、診断技術の向上を図り、健康診断実施医療機関の拡大を行うなど、健康診断の実施体制を整備し、労働者の離職後の健康管理措置を適切に推進する。

さらに、職業性間接ばく露者に係る離職後の健康管理の在り方についての検討結果を踏まえ、必要な措置を講じる。

（６）化学物質対策

ア 化学物質による労働災害の防止対策

（ア）危険性又は有害性等の調査等の普及促進

MSDS等を活用した化学物質に係る「危険性又は有害性等の調査等」の普及促進を図る。このための基盤として、危険性又は有害性があるとされている物質について、海外の動向も踏まえ、計画的に化学品の分類及び表示に関する世界調和システム（GHS）に基づく分類を行い、モデルMSDSの作成を行うとともに、表示対象物質及び文書交付対象物質の拡大について検討し、その推進を図る。また、事例集の作成、研修の実施、モデル事業場の選定等の支援を行う。

（イ）化学物質による健康障害防止に係る措置の徹底

特定化学物質、有機溶剤、一酸化炭素等の化学物質による健康障害

を防止するため、作業主任者の選任及び職務遂行の徹底等、法令に定める措置の徹底を図るとともに、安全衛生教育の促進を図るなど、必要な措置を講ずる。

(ウ) 作業環境管理の一層の推進

作業環境中の種々の有害要因を取り除いて良好な作業環境を確保するため、適切に作業環境測定を行い、結果の評価を行うとともに、その評価結果に基づき、事後措置を徹底することにより、作業環境管理の一層の推進を図る。

イ 化学物質管理対策

(ア) リスク評価に基づく化学物質管理の一層の推進

発がんのおそれがある物質等については有害物ばく露作業報告制度等に基づき、国においてリスク評価を行い、リスクが高いとされた化学物質等については順次規制を行うとともに、規制と自主管理の適切な組合せによる化学物質管理を一層推進する。

新規化学物質の有害性調査や、国による有害性調査の結果、動物に対する発がん性等が判明した物質については、健康障害を防止するための対策について指導を行う。

(イ) 国際動向を踏まえた化学物質管理の在り方の検討及びその推進

化学物質管理については、全世界的な課題として捉え、国際的な協調の下で進められる動きもある。

よって、化学物質管理の在り方については、2002年の持続可能な開発に関する世界サミット(WSSD)における長期的な化学物質管理に関する国際合意、その目標実現のための「国際的な化学物質管理のための戦略的アプローチ(SAICM)」、「化学物質の登録、評価、認可及び制限に関する規則(REACH)」等の国際的な動向を踏まえ、官民の役割分担を含め検討を行い、対応を進める。

(7) メンタルヘルス対策及び過重労働による健康障害防止対策

ア メンタルヘルス対策

職場におけるメンタルヘルス対策について、労働者のメンタルヘルス不調に対する早期の気づき等を促すための教育、研修等の実施を促進するとともに、相談体制の整備、事業場外資源との連携の促進、職場復帰のための対策の推進を図る。

メンタルヘルス対策及び職場復帰のための対策に取り組み、成果をあげている事業場の事例を収集し、分析を行うことにより、他の事業場においても取組が可能な具体的かつ効果的な手法の検討を行い、その普及を図る。

精神障害に関する労災認定事案等について、再発防止の検討を中心とした調査を実施し、これらの調査結果を活用した再発防止対策の徹底を図る。

さらに、自殺対策基本法（平成18年法律第85号）に基づく取組が政府

一体となって推進されているところであるが、職場におけるメンタルヘルス対策は労働者の自殺の予防にも資するという観点から、メンタルヘルス対策を通じた自殺予防の一層の推進を図る。

(ア) 相談体制の整備

職場の相談体制を強化するため、すべての事業場において事業場内の管理監督者や産業保健スタッフに対し、労働者のメンタルヘルス不調についての気づき、職場環境等の把握と改善及び相談対応、個人情報保護、うつ病等の早期発見・早期治療に係る教育、研修を促進することにより、事業場内相談体制の整備を図る。

また、職場においてメンタルヘルスの不調を感じた労働者がいつでも相談できるようにするため、メンタルヘルス相談担当者の配置や事業場外資源の有効な活用についての啓発指導を行う。

(イ) 事業場外資源との連携の促進

事業場外資源であるメンタルヘルス相談の専門機関について、一定の要件を満たしたものについて登録・公表することにより、メンタルヘルスに係る優良な事業場外資源の確保を図り、その利用を促進する。

長時間労働者に対する面接指導、メンタルヘルスの相談、周囲の気づきなどを端緒としてメンタルヘルス不調者が発見された場合において、迅速に医療機関や専門相談機関に取り継がれるような仕組みを構築し、積極的な利用の促進を図る。

(ウ) 職場復帰のための対策の推進

厚生労働省が平成16年に作成した「心の健康問題により休業した労働者の職場復帰支援の手引き」を充実し、円滑な職場復帰が図られるよう対策を推進する。

職場復帰については産業医と精神科医の連携が不可欠であるため、産業医と精神科医のネットワークの強化を図る。

イ 過重労働による健康障害防止対策

(ア) 長時間労働の抑制

長時間にわたる過重な労働は疲労の蓄積をもたらす最も重要な要因と考えられ、脳・心臓疾患の発症との関連性が強いという医学的知見を踏まえ、長時間にわたる過重な労働を排除するため、時間外・休日労働の削減、年次有給休暇の取得促進などの労働時間等の設定の改善により、長時間労働を容認しない社会的気運を醸成する。また、過重労働による業務上の疾病が発生した場合の原因究明及び再発防止対策の徹底を図る。

(イ) 面接指導の徹底等

長時間労働による疲労の蓄積が認められる者に対し、すべての事業場において医師による面接指導及びその結果に基づく措置の徹底を図るため、産業医の選任義務を有する事業場における事後措置までの実施の徹底を図るとともに、産業医の選任義務のない労働者数50人未満

の事業場においても面接指導及びその結果に基づく措置が適切に実施されるよう、地域産業保健センターにおける面接指導の実施体制を整備し、その活用を促進する。

(8) 産業保健活動、健康づくり及び快適職場づくり対策

ア 産業保健活動の活性化

(ア) 産業医等の選任等の徹底

労働者の健康の確保を図る上で、産業医や衛生管理者等の活動が重要であることから、その選任による労働衛生上の効果を十分に説明すること等により、産業医や衛生管理者等の選任及び職務遂行の徹底を図る。

(イ) 産業保健活動の充実

産業医等の産業保健スタッフに対する研修や相談等を実施する産業保健推進センター及び労働者数50人未満の事業場に対する産業保健サービスを提供する地域産業保健センター事業の有効活用や、その連携を図ることにより、地域における産業保健活動の活性化を図る。

メンタルヘルス、過重労働等産業保健を巡る課題が多様化していることから、産業医に対する研修の充実を図ること等により、職業性疾病に加えて過重労働、メンタルヘルス、生活習慣病等幅広い課題に対する産業医活動の促進を図る。

事業場における産業保健活動の展開には、産業医が保健師等の産業保健スタッフと連携して活動する必要があることから、保健師等の産業保健スタッフの積極的な活用及び連携の促進を図る。

これらの取組に加え、地域・職域連携推進協議会を活用した地域保健との連携強化及び高齢者の医療の確保に関する法律に基づく医療保険者が行う措置との連携を図りつつ、健康診断の実施及びその結果に基づく健康管理の徹底を図る。この際、労働者が、事業者の行う健康診断を受診するとともに、健康診断の結果及び保健指導を利用して、その健康の保持に努めるよう、普及啓発を行う。

イ 健康づくり対策

すべての労働者を対象とした心身両面にわたる健康づくりのため、中小規模事業場においても取り組みやすいような仕組みとするために改正した「事業場における労働者の健康保持増進のための指針（昭和63年健康保持増進のための指針公示第1号）」に基づき、健康づくり対策に係る目標の設定と評価の明確化及びその計画的な推進等による健康づくりの一層の普及・定着を図る。

なお、その推進に当たっては、地域・職域連携推進協議会を活用した地域保健との連携強化及び高齢者の医療の確保に関する法律に基づく医療保険者が行う措置との連携を図る。

ウ 快適職場づくり対策

(ア) 職場の快適化の推進

これまでの空気環境や温熱条件等に対するハード面の対策にとどまらず、職場の人間関係などのソフト面の観点から職場の快適化に資する方法・手段について調査研究を行い、総合的な快適職場づくりに向けた快適職場指針の見直しについての検討を行う。

(イ) 受動喫煙防止対策の推進

受動喫煙による健康への影響についての周知、受動喫煙防止のための効果的な手法の普及等により、適切な受動喫煙防止対策の徹底を図る。また、国内外の情勢等を踏まえつつ、受動喫煙の防止対策の充実についての検討を行う。

(9) 安全衛生管理対策の強化について

ア 安全衛生教育の効果的な推進等

(ア) 雇入れ時等の安全衛生教育の徹底等

経験年数が短い労働者が被災する労働災害の割合が増加していること等を踏まえて、雇入れ時や作業内容変更時等の安全衛生教育の徹底を図るとともに、危険感受性向上教育の促進を図る。

(イ) 熟練労働者からの知識、技能等の伝承の促進

団塊の世代の大量退職等により、安全衛生分野の知識、技術、ノウハウの喪失が懸念されること等から、「IT技術を活用した安全衛生管理手法」の普及促進等を図る。

(ウ) 安全衛生担当者の能力向上と評価等

安全管理者等の安全衛生担当者の能力向上教育を促進する。また、安全衛生担当者の能力の自主的な第三者による評価等により、安全衛生担当者の能力の向上・評価及び活動の活性化を図る。

(エ) 「危険性又は有害性等の調査等」に係る人材養成の促進

「危険性又は有害性等の調査等」の普及促進のため、事業場内の担当者の養成、事業場担当者への指導等を行う専門的人材の養成を促進する。

イ 中小規模事業場対策の推進

中小規模事業場に対して、あらゆる機会を利用して安全衛生に対する認識の向上を図るとともに、中小規模事業場を対象とした安全衛生対策の普及、そのための支援等を推進する。

また、安全衛生対策を実施するための環境づくりなどのための内部人材の養成、外部の人材・機関の活用の促進、情報の提供等を推進する。これらについては、中小規模事業場が協力して、集団的に取り組むことが有効であることから、その促進を図る。

(ア) 注文者の安全衛生面の配慮の促進等

中小規模事業場では、他の企業からの注文による生産等を行っている場合が多く、注文者が注文に当たって受注事業者の安全衛生の状況に配慮することは、受注事業者の安全衛生に対する認識、安全衛生水準の向上に資することから、好事例の収集、提供等によりその促進を

図る。

(イ) 中小規模事業場を対象とした安全衛生対策の普及等

中小規模事業場が多い労働災害多発業種等に対して、多発災害の防止対策の徹底を図るとともに、中小規模事業場向けの安全衛生対策として、中小規模事業場において「危険性又は有害性等の調査等」の適切な実施を促進するためのマニュアルの作成、中小規模事業場でも取り組みやすい仕組みとなった健康づくり対策の普及・定着、化学物質の管理を担当する者の能力向上等を図る。

これらの対策の推進のため、中小規模事業場における基本的な安全衛生対策の実施、ノウハウの蓄積等のための集団的な取組に対する支援、「危険性又は有害性等の調査等」の実施、健康づくり対策の推進等自主的な安全衛生対策に対する支援等を行う。

労使による労働災害防止活動を推進するという観点から、労災防止指導員を効果的に活用することにより、中小規模事業場等における安全衛生管理の向上を図る。

(ウ) 中小規模事業場における内部人材の養成等

「危険性又は有害性等の調査等」の適切な実施のための事業場における担当者の養成、管理監督者に対するメンタルヘルス教育の実施等、中小規模事業場の安全衛生対策を推進するための事業場内の人材の養成を促進する。

安全衛生に関する人材の確保が困難な中小規模事業場における安全衛生水準の確保・向上を図るため、外部の専門機関等による安全衛生業務の代行等についての検討を行う。

(エ) 情報提供の推進

労働災害事例等の安全衛生情報の提供を進めるとともに、これらの情報を活用した自主的安全衛生活動の促進を図る。

ウ 就業形態の多様化等に対する対策

(ア) 雇入れ時等の安全衛生教育の徹底・危険感受性向上教育の促進

派遣労働者、請負労働者及び短時間労働者に係る労働災害の防止を図るため、雇入れ時や作業内容変更時等の安全衛生教育の徹底及び危険感受性向上教育の促進を図る。

(イ) 製造業の元方事業者による作業間の連絡調整等の徹底

製造業の事業場において、請負労働者等が混在する作業での作業間の連絡調整をはじめとする法令及び「製造業の元方事業者による総合的な安全衛生管理のための指針」に基づく措置の周知徹底を図る。

また、派遣労働者については、関係法令に基づく派遣元・派遣先の措置義務の履行の徹底を図る。

エ 高年齢労働者対策等の推進

高年齢労働者の活用、雇用機会の確保に伴い、高年齢労働者の安全と健康の確保が重要となっていることから、事業場における対策の推進に